

青森県報

第二千二百二十八号

平成十五年一月二十七日(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	二
右 同	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康医療課)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五

告

示

青森県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木村 守 男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス	北海道札幌市清田区真栄五条二丁目一の五	ヘルパーステーション青森	青森市勝田一丁目二の一二	平成一三・六・三〇
〃	〃	訪問看護ステーション青森	〃	〃
株式会社アスカム	宮城県仙台市青葉区木町通一丁目五の一二	株式会社アスカムあおもり	青森市問屋町一丁目二の二の一	一四・三・三一

青森県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		年 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス	北海道札幌市清田区真栄五条二丁目一の一五	居宅介護支援事業所ハツピー青森	青森市勝田二丁目一の一三	平成 一三・六・三〇

青森県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社藤館	青森市青柳二丁目三の一	ヘルスケア薬局	青森市青柳二丁目三の一	平成 一五・一・一
株式会社イフセーパル コーポレーション	青森市大字滝沢一丁目下川原一四の	グルーミアホとやま	青森市大字戸山三丁目赤坂四六三の	平成 一五・一・二〇
社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	グルーミアホ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	平成 一五・一・一

青森県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三丁目奥野四三四の	青森保健生活協同組合 訪問リハビリテーション 活動所	青森市茶屋町一の一	平成 一三・一・三

青森県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人博陽会	弘前市大字小沢字山崎四四の九	社会福祉法人博陽会希望ヶ丘居宅介護支援事業所	弘前市大字小沢字山崎四四の九	平成 一四・一・三〇

青森県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
十和田市農 業協同組合	十和田市西十三 番町四の二八	通所介 護	J A 十和田 市ホームヘ ル ン グ シ ョ ン 「 ず な 」	平成 一五・一・二六
			十和田市東一番 町六の五	

青森県告示第五十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年二月三日から施行する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

はまなす農業協同組合大畑出張 所	下北郡大畑町大字大畑
はまなす農業協同組合佐井出張 所	下北郡佐井村大字佐井

を削る。

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十四年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

況の概要を次のとおり公表する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十五年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ユートリーの会

三 代表者の氏名

平木 久也

四 主たる事務所の所在地

青森市桜川六丁目一〇の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、人類とたばこの係わりや、社会生活全般におけるたばこの問題について調査研究すると共に、マナーの向上、環境保全及び青少年健全育成に関する事業を行い、もつて文化的明るい社会形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十五年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人驥北会

三 代表者の氏名

中野渡 利彦

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字佐井幅一―一五の五

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持った人、高齢者及び悩みを持った青少年に対して、豊かな自然環境の中で動物や植物とのかかわりによって心身を充実させ、社会復帰をめざすことを支援するための事業を行い、人と人との交流及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十五年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいゆつ

三 代表者の氏名

大谷 圭子

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡板柳町大字狐森字浅井七〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援、並びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があ

ゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階において人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことによって、福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

患者監視システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年十二月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

樋口ホスピタルサプライ株式会社

六 契約金額

八千七百六十七万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年十一月十三日

平成十四年十一月十三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量
病院用ベッド 三百九十三式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年十二月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
樋口ホスピタルサプライ株式会社
青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 契約金額
一億一千三百四十万円
- 七 随意契約の理由
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十四年十一月十三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量
無菌調剤システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年十二月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目一三の一〇
- 六 契約金額
四千七百四万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十四年十一月十三日

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭